

韓国の国籍法における多文化家族の法的課題

—日本との比較の視点から—

金 惠 京[†]

The Legal Issues of the Multicultural Family through the Korean Nationality Act: A Comparison with Japan

Hae Kyung Kim

This paper addresses the nationality issue among Korean families with multiple nationalities. Recently, various policies and legislations affecting multicultural families in the Republic of Korea have attracted considerable attention in Japan. South Korea is undergoing rapid changes in the society such as the pace of decline of birthrate and the level of multiculturalism in South Korea which are more important than in Japan. Accordingly, the legal system of South Korea, which has been inspired by the Japanese legal system, is being adapted to this new reality. In particular, the revision of the Nationality Act implemented in 2010 is attracting a lot of attention. For the first time in Korean law, the multiple-nationality (dual-nationality) was adopted. However, there are reservations which are specific to South Korea. First is the regulation of birth with a malicious intent to obtain citizenship by traveling to and giving birth in a country with *jus soli*, a right by which nationality can be obtained by any individual born in the country. Second is the non-recognition of multiple-nationalities if the male does not serve military service. The reason is that many Korean parents want to protect their children from the threat of war between the North and South Korea by discharging them from compulsory military service. But, (1) nationality issue of children born between parents of different nationalities, (2) the subsequent acquisition of nationality, and (3) the conventional provisions of the Nationality Act related to Adjoint Acquisition System or similar concept have remained the same.

In this paper, I could find that the trend of these three issues were based on the principle of equal gender rights and a few provisions have been revised. Especially, the family register was a major obstacle for women in employment or remarriage. The abolition of family register was the most important part amongst others. However, foreigners, there has been no change from the legal point of view. In view of the increasing number of foreigners in Korea, Korea intends to further promote settlement of foreigners in Korea by accepting multiple-nationality. This is quite a recent change of consciousness. While doing so, Korea will also have to look into Japan's experience which has a similar legal system.

[†] 明治大学法学部助教, Assistant Professor, School of Law, Meiji University

はじめに

現在、日本においては大韓民国（以下、韓国）の移民やその家族に対する法制度が注目を集めている¹。個人的にも2008年に制定された「多文化家族支援法」等に関して、日本人の研究者や外国人に関わる活動をしている関係者から質問を受けることが多い。

そうした背景には、韓国社会が急速に少子化が進み、全人口に占める外国人比率でも日本を超えている状況（2012年1月1日現在、日本は1.6%²、韓国は2.2%³）がある。かつて、日本を将来の姿と韓国国内では捉えていた面もあったが、この20年ほどで状況は大きく変容したと言える。全てにおいて、という訳ではないが、日本が自らの少子高齢化社会の到来を語る上で、法システム、社会構成、地理的要因等の似通った要素を持つ韓国を語ることは、日本の将来を語ることに近くなってきたのである。それが、現在、日本における韓国への学問の面も含めて、様々な関心が高まっている所以の一つであろう。

その象徴と言えるのが、先にも少しふれた多文化家族、つまりは両親の国籍あるいは文化的背景が異なる家族の増加である。韓国における国際結婚の割合は2009年の段階で10.8%⁴。これは同年の日本が4.9%⁵であることを考えれば、日本に比べ、2倍以上の高率で韓国の国際結婚が進んでいることが分かる。すると、当たり前のことだが、両親それぞれの国籍を有する子どもも生まれてくる。

先に日本と韓国との共通点を挙げたが、両国の相違点が韓国の家庭内の多文化化を進める状況も生まれている。現在も北朝鮮と休戦中という微妙な関係に置かれている韓国では、徴兵制が敷かれている。生命の危険もあり、青年男子の2年以上を軍隊生活に捧げなければならないことは、国民の義務でありながら、忌避したい意識もまた強いものがある。そのため、主としてアメリカであるが、出生地主義（その土地で生まれれば、自動的に国籍が与えられる）をとる国へ、いわゆる「遠征出産」をする母親が絶えない。その上、生まれた子どもが両親を呼び寄せることも可能となり、北朝鮮との間に緊張を抱える韓国にとって、遠征出産が国外への逃避先を確保することにも繋がり、そうした動向は年々広がりを見せている。

そうした家族間の国籍の相違という、かつては余り想定されていなかった事態が多く発生したことで、韓国は2010年、国籍法を改正し、移民の受け入れと彼らの韓国への統合方針を明らかにした。それに対し、日本においても韓国の一法規の改正であったにも係わらず、幾つかの論考や日本語訳資料が著されたことは、その注目の表れであろう⁶。また、当然のように韓国でも同法の改正を「厳格な単一国籍制度から脱却したことで、韓国国籍制度において革命とも言うべきこと」と評価するイ・ムグロ（2010）⁷や国際法の観点から分析を試みたイ・ジンギョ（2011）⁸などの論考が著された。ただし、それらの多くは後述する複数国籍⁹や外国籍不行使誓約に関する言及はあるものの、改正以前から同法が抱えていた問題や韓国社会特有の課題に対して、十分に検証されているとは言い難い。そのため、本稿では、そうした視点に立って議論を進めていく。

そして、韓国の国籍法を語ることは韓国のみを言及することではない。先にも述べたが、日本と韓国は法システムが似ている。と言うよりも、ほぼ同一と言っても過言ではないものも存在する。両国の国籍法もその一つである。ここで二つの条文を比較してみたい。

【日本の国籍法】

(この法律の目的)

第一条 日本国民たる要件は、この法律の定めるところによる。

(出生による国籍の取得)

第二条 子は、次の場合には、日本国民とする。

- 一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。
- 二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき。
- 三 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。

【韓国の国籍法】¹⁰

第1条 (目的)

この法律は、大韓民国の国民たる要件を定めることを目的とする。

第2条 (出生による国籍取得)

- ① 次の各号のいずれかに該当する者は、出生と同時に大韓民国の国籍を取得する。
 - 1 出生の時に父又は母が大韓民国の国民である者
 - 2 出生前に父が死亡した者で、その死亡の時に父が大韓民国の国民であったもの
 - 3 父母がともに明らかでない者又は国籍がない者で、大韓民国で出生したもの

順番等の構成から、両国の国籍法がほぼ合致していることが理解できよう。もちろん、大統領制をとる韓国と、議院内閣制をとる日本では細かな違いはあるが、それらの基本的な理念は似通っているといえる。そして、出生地主義と対概念に当たる血統主義（親のどちらかの国籍が子の国籍として与えられる）をとる国としても、両国は当然のように共通している。つまり、日本の国籍法を踏まえながら、韓国の国籍法を分析することで、両国の法律面における特性も見えてくるのである。

しかしながら、国籍法全体を今回網羅するのは紙面の都合上、無理がある。そのため、本稿においては、家族内の国籍問題の中でも、国際結婚の結果生まれた子ども（嫡出子）、あるいは国籍の異なる両親が未婚の状態でも生まれた子ども（非嫡出子）の状況を通じて、韓国の国籍法が有する問題点を明らかにしていきたい。

1. 2010年の国籍法改正の特性

ここで、現在の韓国の立ち位置を明確にするために2010年の国籍法改正の特性をまとめておきたい。そこで基軸となったのは、複数国籍の認可である。近藤敦（2012）も述べているように、大局から見れば、冷戦の終焉、徴兵制の廃止、移民・国際結婚の増大、国際法の変化などの要因、加えて国内的には帰化・届出要件の緩和、父母両系血統主義への移行といった要因により、複数国籍の増大を歓迎する見解は増えている¹¹。韓国では冷戦構造や徴兵制が継続していることを考えれば、それ以外の要因が複数国籍容認への傾向を一層後押ししているといえよう。

これまでは日本同様¹²、韓国は20歳までに複数国籍となったものは22歳までに一つの国籍を選択しなければならず、20歳を超えて複数国籍となったものはその後の2年間で国籍選択を行わなければならなかった¹³。ただ、ここで近年増加した海外で出産し、複数国籍者となったものの処遇が問題

となる。そこで、他国の国籍取得を目的とした遠征出産の場合は、他国の国籍を放棄しなければ韓国国籍は認められていないとされた（第13条第3項）。

さらに考慮されなければならないのが、親の留学や海外駐在等のやむを得ない事情によって複数国籍者となったものの兵役の義務である。女性は除外されているが、韓国では男性は満18歳になった年の元日より兵役義務が生じる。それを果たさない限り、男性は複数国籍を選択できず、同時に韓国国籍も離脱できないとされた（第12条第3項）。これは複数国籍容認に当たり、やむを得ない事情によって生まれた者の兵役忌避に利用される（あるいは、兵役に就く者が減少する）との懸念を回避するために作られた規定である。

そして、韓国国内で外国籍を行使しなければ、韓国籍を含めた複数国籍を保持できるとした外国国籍不行使誓約も今回の改正の大きな特徴である。これは外国人が帰化した際に、従来は半年以内に外国籍を放棄する必要があったが、①韓国人の配偶者、②韓国に功労がある、もしくは国益に寄与すると認められたもの、③大統領の認める功労のある国籍回復者、④未成年の時点で海外養子となり国籍を回復した者、⑤永住帰国を目的とするもの、あるいは特別功労者で65歳以上の国籍回復者、に関しても複数国籍が認められることとなったものである（第10条）。これは、国際化が進展する中で複数国籍を認めないことで、国に資する人材を確保できないとの問題の解決のために設けられた。

複数国籍の認可というと、平和主義や人権的な側面からの評価の高さが指摘される。しかし、これまで見てきたように2010年の韓国の国籍法における複数国籍の容認は、韓国が置かれた状況や国益といった要因が背景にある。そうした表面的な事象の背景を探る視点をもって、他の条文を検証すると、韓国が抱える問題の根底にあるものも見えてくるのではないだろうか。そこで、以降は徴兵や国益に寄与するといった概念からやや距離のある出産後の子どもの国籍に注目して稿を進めていきたい。

2. 父母の国籍が異なる子どもの法的問題

2.1 嫡出子の国籍

外国人が韓国国民と結婚した場合、彼（彼女）が韓国に帰化していない状態で出産した子どもの国籍決定に関する問題が第一に想定される。

現行の国籍法は、1997年の第7回改正によって、従来の父系血統主義から、親の一人でも韓国人であれば、その子どもは出生と同時に韓国国籍を取得する父母両系血統主義に変更された¹⁴（第2条第1項1）。そのため、国際結婚した夫婦の間で嫡出として生まれた者は、当然、出生と同時に韓国国籍を取得することになる。

また、その子どもは出生と同時に、外国人の父または母の国籍も取得して先天的複数国籍者になる場合がほとんどである。

アメリカのような出生地主義国家も、自国の市民が外国で出産をする場合には、血統主義の原則を適用してその子どもに市民権を付与する。そのため、アメリカ人と結婚した韓国国民が出産をする、出生地に関係なく、その子どもはやはり複数国籍になる。

2.2 非嫡出子の国籍

(1) 実父が外国人であり、母親が韓国人である場合

外国人の父親と韓国人の母親の間に非嫡出子として出生した子どもは、父の本国法によって先天的に父の国籍を承継するか否かが決定される。しかし、母が韓国国民である以上、父母両系血統主義条項の適用を受けて先天的に韓国国籍を取得することになる。

(2) 母親が外国人であり、実父が韓国人である場合

2008年の法改正まで、韓国人の父親と外国人の母親の間に非嫡出子として出生した子どもは、出生に基づき、韓国国籍を取得できないとされていた。なぜなら、父系血統主義であろうと父母両系血統主義であろうと、父とは法律上の父を意味する。韓国民法上の非嫡出子の実父は、その非嫡出子を認知するまでには、法律上の父と見ることができなかつたため、その子どもは、法的には生まれた際に、父のいない子に該当するからである。

ただし、現在は、第3条第1項で挙げる「大韓民国の民法上、未成年であること」と「出生の時に父又は母が大韓民国の国民であったこと」を満たせば、韓国の国籍を取得できるようになっている。

2.3 姓・本に係わる諸問題

1997年の国籍法改正法律附則第8条の規定により改正されるまで、民法第781条第1項は「子は父の姓と本を継ぎ、父の家に入籍する」とされていた。ここで言う「本」とは戸籍の編成が行われた地を指す「本貫」のことである。韓国では古くから、国民はそれぞれ固有の姓（例、金、李氏など）に添う形で、男系の同じ血族を選別するために始祖の本貫つまり、出生地と共に一つの姓を呼称し、その姓と本は終生変更されないことが原則となっていた。

当時は父系血統主義の原則に基づき、出生と同時に韓国国籍を取得することとなる嫡出子の父は常に韓国国民との想定があったため、その子が旧民法の規定に基づいて父の姓と本を注ぎ、父の家に入籍することが当然視されていたのである。母の婚外子は、その父が認知するまで母の姓と本に従うこととなるが、そのような場合であっても父の姓と本が分かるときは、その者（母が父と認めた者）の姓と本に従うとされ、その姓と本は必ず戸籍に記載されるために出生届に必要な記載事項として規定（旧戸籍法第49条）されていた。

ところが、1997年の国籍法改正で、父母両系血統主義に転換されることによって、父が外国人であっても母が韓国人ならば、韓国国籍を取得することができる状況になった。その子は旧民法通りであれば、父の家に入籍するべきであるが、父が外国人である関係で入籍する家がないこと、また、姓と本はどのように決めるのかという点などが問題となった。

この問題を立法的に解決するために、1997年の国籍法改正当時、改正法附則により旧民法第781条第1項を同時に改正し「父が外国人であるときは、母の姓及び本に従うことができ、母家に入籍する」という但し書きが追加されることとなった。

改正された民法第781条第1項によると、外国人の父と韓国人の母の嫡出子は母の戸籍に入籍するより他なく、姓は親の姓のいずれか一つを選択することができるので、外国人の父の姓を名乗ることもできる¹⁵。本は、戸籍法の定める手続により、創設したり、母の本を名乗ればよいとされていた。ただし、母が父と認める者が外国人である場合には、その外国人の姓に従って戸籍に記載させること

はできなかった。

しかし、ここで新たな状況が生まれる。かつて韓国においては、日本の植民地であった 1922 年以来、日本と同様の戸籍制度が導入され、それ以前より存在していた本貫の概念と相まって、例えば戸籍謄本を見ると、その数代前の戸主に関連する家系図や婚姻歴等が網羅される状況が生まれた。しかし、それによって各人のプライバシーが諸手続きの際に晒される結果となり、特に離婚を経験した女性を中心に身分証明としての戸籍に対する反発が強まった。その上、韓国には厳然たる地域差別があり¹⁶、本貫の変更を可能にするべきとの動きも生まれた。そこで、従来の戸籍法が廃止され、「家族関係の登録等に関する法律（家族関係登録法）」が 2008 年より施行されるに至った。家族関係登録法では、身分登録の原簿は今までの戸主を筆頭者とする「戸籍簿」から個人別に編製された「家族関係登録簿」に変更し、その公開は「戸籍簿」の謄・抄本の発給から目的別・用途別に限定された証明書の発給へと変更された。ただし、戸籍そのものがなくなった訳ではない。

では、そうした場合、子どもの姓や本はどうなるのかと言えば、実態には大きな変化はなかった。戸籍謄本等の目に見える制度が変わったとしても、韓国で暮らす以上、いわゆる「韓国風」の姓名であることが重視され、母親の家に入籍する場合が多数を占めてしまっているためである。

3. 国籍取得のための認知

3.1 認知における男女の性差

認知は婚外者にとって実父または実母が法律上の親子関係を形成または確認するプロセスである。韓国の国籍法は制定当時¹⁷から外国人の婚外者を認知した場合、その被認知者が韓国籍を取得することとし、認知を出生などとは別の国籍取得事由として規定した。

ただし、1997 年の第 7 次改正までは、被認知者は認知された時点ですぐに韓国国籍を取得することになっていたが、第 7 次の法改正以降、現行法上では認知された親がその事実を法務部長官に申告した時に初めて被認知者が韓国国籍を取得することになる。つまり、法務部長官への届出を国籍取得の要件に加えたのである。

一方、日本の国籍法第 3 条によれば、認知による国籍取得は、1984 年から 2008 年までの間、準正（非嫡出子が、父母の婚姻・認知によって嫡出子の身分を取得すること）である場合にのみ可能であると規定されていた。しかし、2008 年 6 月の最高裁判決が法改正の転機となる。

その裁判は、日本人の父とフィリピン人の母との間に日本で出生した非嫡出子が、出生後、父からの認知を受け、国籍法に基づき法務大臣に国籍取得届を提出したものの、準正であるとの条件を満たしていないとして届け出が受理されなかったことを不服として国を相手に行ったものである（ただし、当時は日本人母、外国人父の場合は準正でなくとも、非嫡出子に日本国籍が与えられていた）。原告は、改正前の国籍法第 3 条 1 項が憲法第 14 条に定める性別を含む法の下での平等に違反するとした。それに対し、最高裁は原告に日本国籍の取得を認める判決を下したのである。それを受け、日本は 2008 年 12 月に法改正を行い、国籍法第 3 条 1 項の準正要件と性差の部分削除した¹⁸。

そして、韓国でも準正である場合だけでなく、認知されたすべての婚外者にその適用が可能な形で規定している。これは血統主義の原則を考慮して、認知された婚外者の国籍関係を人道的に保障する必要性を勘案すると、あえて準正である場合に限定する必然的な理由はないと韓国の国籍法では捉え

ているものと考えられる¹⁹。

3.2 認知の条件

(1) 有効性の確立

認知によって国籍を取得するためには、まず、外国人婚外者が韓国の法律上有効な方法によって、嫡出子の身分を取得しなければならない。認知は実父または実母が婚外者を任意に認知する形（民法第 855 条第 1 項）と婚外者が裁判によって父子や母子関係の確認を求める形（民法第 863 条）がある。

涉外認知の要件及び効果について国際私法第 41 条²⁰は、子の出生当時に母の本国法、父の本国法または子の現在の居所地法、そして他にも認知当時の認知者の本国法によると規定している。基本的にその認知が有効かどうかは、韓国の民法と家族関係登録法によって判断するとされるものであり、場合によっては、その子どもの居所地だった外国の法律によることもある。

(2) 否認知者の年齢

認知自体は、被認知者の年齢に関係なく可能である。ただし被認知者が法務部長官への届出を通じ、韓国国籍を簡易に取得できる場合は、国籍法第 3 条第 1 項 1 によると本人が民法上未成年でなければならない。

未成年かどうかの基準時点は、国籍取得申告をする時期である。つまり、認知がなされた時点だけでなく、認知後に法務部長官に国籍取得届が提出された時点でも未成年でなければならない。

対象者を未成年者に制限したのは、婚外者の中、成年に達した後に初めて認知された者は、認知申告だけで国籍取得を可能にするほどの人的結合を認めることは難しいと考えていることによる。そのため、成年に達した後に認知された外国人が韓国の国籍を取得するには、法務部長官の帰化許可を受けなければならないのである。

(3) 父母の国籍

父又は母がその子を認知した時点で韓国国民でなければならないことはもちろんのこと、要件に該当する彼（彼女）は、その子の出生当時も韓国国民でなければならない。父又は母がその子の出生当時も韓国国民であったという点が要件になったのは、認知による国籍取得制度が、出生時の両親の国籍を重視する血統主義に基づいているという点を考慮した結果である²¹。

(4) 法務部長官への届出

法務部長官に国籍取得届を提出したとき、初めて被認知者は韓国国籍を取得することになる。法務部長官への届出を国籍取得の手続き要件として規定したのは、その認知の司法的な有効性について、法務部長官が審査するという趣旨ではなく、同認知が国籍法第 3 条に規定された要件を満たしているかどうかを確認した後に、申告人とその戸籍官署に通知することにより、初めて被認知者が韓国国籍を取得して韓国人の親の戸籍に実子として入籍することができるようにするという趣旨としてみれば相当という認識の下に作成された。

このように、法務部長官への届出を国籍取得の要件に新設追加したのは、基本的に国籍官署である法務省から韓国国籍を取得する者の存在を把握可能するためである²²。さらに、国籍付与の前提となるだけに、偽装かどうかなど適正性を監視するための趣旨も内包している²³。

嫡出関係の確認や形成を意味する私法的法律行為としての認知に関しては、国家の公権力が介入す

る必要性が希薄であるが、そのような認知により新たに法律上、大韓民国の国民と関係することとなった外国人が大韓民国の国籍を取得する問題について国が一定の程度に関与することは不思議なことではない。

4. 改善を見せる随伴取得制度

4.1 制度上の意義

国籍法第8条に挙げている随伴取得制度とは、外国人の親が帰化又は国籍回復許可を受けて韓国国籍を取得する際に、その未成年の子どもは特段の手続きを経ることなく、父または母と共に韓国国籍を取得することになる制度をいう。

随伴取得制度を置いた理由は、未成年の子どもの場合、自ら国籍取得という法律行為を行う能力がない点、そして父または母とその子どもと一緒に家族単位で、韓国国籍の取得を希望する際に父または母に欠格事由がなく韓国国籍を取得することが可能であるなら、その未成年の子どもにも別途要件を勘案することなく、親と共に韓国国籍を取得することが合理的との考慮から始まったものである。

未成年の子どもの随伴取得制度は、韓国でも1948年の国籍法制定当時から、現行法に至るまで随伴取得に関する規定を置いている。日本の国籍法でも、随伴取得のような文言はないが、第6条第1項にて、「日本国民であつた者の子（養子を除く。）で引き続き三年以上日本に住所又は居所を有するもの」で、現に日本に住所を有するものであれば、帰化が許可されている。また、多くの国でも親の帰化の効果を、未成年もしくは一定の低年齢の子に及ぼす立法も見受けられている²⁴。

4.2 対象要件

随伴取得対象者は前述のように帰化者（国籍回復者）の子として、韓国の民法上の未成年に該当する者でなければならない。必ずその者が嫡出子であることを要しないが、出生証明書その他の証拠資料によって帰化者と父子関係や母子関係があることは証明されなければならない。その父又は母が離婚した状態である時には、随伴取得対象者に対して親権又は養育に関する権利を持っているという事実が証明されなければならない（1997年改正国籍法施行令第7条第2項）。

1997年第7次改正までは、妻も夫が帰化や国籍回復をするとき随伴取得をすることになっていたが、第7次改正の過程で妻は随伴取得対象から除外された。

随伴取得対象で妻を除外したのは、妻も独自に国籍取得の手続きを踏むことができ、国籍選択の権利を有することを意味する。従来より、妻を随伴取得対象者に規定したことも父を中心として夫婦の国籍が同一でなければならないとする思考の産物であったが、これは既婚女性の国籍の選択を無視または制約するもので、憲法と国際条約上の男女平等の原則に反するという指摘を受けた²⁵。

また、1997年の第7次改正では、既婚の外国人女性に対して単独で韓国に帰化することを禁じていた（夫と共に申請を行わなければならないとしていた）旧法第9条も廃止された。これも既婚女性の自由な国籍の選択を認めるという意味を持つ。

妻の夫との随伴取得制度が廃止され、既婚女性の単独帰化禁止条項が削除された以上、現行法の下で外国人夫婦と一緒に韓国国籍を取得するには、各自帰化（または国籍回復）の申請をして審査を受けなければならない。そして、その申請は同時にすることもできるが、別の時にそれぞれ行っても構

わない。

4.3 権利としての随伴取得

随伴取得の効果は、当事者が随伴取得を申請した場合にのみ発生する。帰化（国籍回復）申請者に未成年の子どもがいる場合でも、帰化（国籍回復）を適用する際に随伴取得の申請をしなければ、その子どもに随伴取得の効果は発生しない。したがって、随伴取得は権利の性格を帯びると言える。

7次改正前の国籍法（旧第8条）は随伴取得について「本国法に反対の規定がない限り、大韓民国の国籍を取得する」と規定しており、解釈上、①随伴取得の意思の表示にかかわらず、自動的に韓国国籍を随伴取得されるという見解と、②帰化者（国籍回復者）が随伴取得の意思を表示した場合に限り、初めて韓国国籍を随伴取得することになるとの見解が対立することになると考えられていたが、現在は立法的に解決されている。

父または母に伴って国籍取得をしていない未成年の子どもの場合、後日、改めて随伴取得をすることはできない。韓国国籍を取得するためには、独自に国籍取得の手続きを踏まなければならない。

おわりに

韓国の国籍法の改正による変化を見ていくと、2010年の改正では国益に資する外国人（元韓国国籍者含む）の円滑な受け入れを目指し、それ以前には人道上必要とされた改正を行ってきたことが見て取れる。ただし、この両者が同じ条文の中に並列できるのかという問題も存在する。換言すれば、人道上受け入れ、国益に資するか否か明確に言えない難民などの存在に対しても、同様の措置がとれるのかは疑問の残るところである。

もちろん、韓国の現状を白井（2010）が「試行錯誤²⁶」と捉えているように、韓国の外国人施策や関連法制度は改革の端緒についたばかりである。しかし、類似する法制度をもった日本の入国管理政策が「望ましい」外国人と「望ましくない」外国人を分け、後者の越境を抑制してきたこと²⁷を考慮すれば、韓国が今後、こういった外国人を、あるいは多文化家族を受け入れていくのかという命題には答えていく必要がある。

そして、諸外国のような平和主義や人権に基づく複数国籍認可を、兵役といった条件をつけずに行っていくためには、北朝鮮との平和条約締結や将来的な統一を目的とした政策もとられていくことが求められる。国籍は様々なナショナリズムに係わる問題と関連しあう特性を有する。韓国においては、国籍法の条文を単純に見るよりも、より広い視野でその法律を捉えることが多くの気づきをもたらすのである。

註

¹ 田中宏編、金敬得編（原著）『日・韓「共生社会」の展望——韓国で実現した外国人地方参政権』、新幹社、2006年、白井京「韓国における外国人政策の現状と今後の展望——現地調査をふまえて」『外国の立法』第243号、2010年3月、をはじめ韓国の法律に対する関心は高い。

² 法務省入国管理局報道発表資料、2012年2月22日。

³ 行政安全部報道発表資料、2012年8月9日。

⁴ 統計庁『年次報告書 2009年版』、2009年。

⁵ 厚生労働省『人口動態統計』、2009年。

- ⁶ 趙慶濟「韓国の新しい国籍法——外国国籍不使誓約を中心に」『立命館法学』第332号, 2010年, 藤原夏人「韓国の国籍法改正——限定的な重国籍の容認」『外国の立法』第245号, 2010年9月, 殷勇基・金帝憲「2010年韓国国籍法改正——その概要と, 在日コリアン/日本永住の日韓複数国籍者の国籍問題への影響」『自由と正義』第62巻第4号, 2011年4月。
- ⁷ 이금로「복수국적 허용의 국적법 개정과 의의 (Allowance of Multiple-nationality: Amendment of Nationality Act and its Significances)」『홍익법학』제11권 제2호, 2010년 6월 (イ・グムロ「複数国籍を許可する国籍法改正と意義」『弘益法学』第11巻第2号, 2010年6月)。
- ⁸ 이진규「복수국적자의 외교적 보호에 관한 소고: 개정 국적법에 대한 국제법적 관점에서의 해석을 중심으로 (Diplomatic Protection in Respect of a Multiple National—Interpretation of the Korean Nationality Act in View of International Law)」『한양법학』제35집, 2011년 8월 (イ・ジンギョ「複数国籍者の外交的保護に関する小考——改正国籍法の国際法的な観点からの解釈を中心に」『漢陽法学』第35集, 2011年8月)。
- ⁹ 二重国籍では3カ国以上の国籍を有するものが含まれないとの懸念があり, 複数国籍と表現している。
- ¹⁰ 藤原夏人訳「国籍法(一部改正2010.5.4法律第10275号施行日2011.1.1)」『外国の立法』第245号, 2010年9月, 127頁。
- ¹¹ 近藤敦「複数国籍の容認傾向(陳天璽・近藤敦・小森宏美・佐々木てる編『越境とアイデンティフィケーション——国籍・パスポート・IDカード』), 新曜社, 2012年, 92頁。
- ¹² (国籍の選択) 第14条 外国の国籍を有する日本国民は, 外国及び日本の国籍を有することとなつた時が二十歳に達する以前であるときは二十二歳に達するまでに, その時が二十歳に達した後であるときはその時から二年以内に, いずれかの国籍を選択しなければならない。
- ¹³ ただし, 日本の国籍法では国籍選択を行わないものに対して法務大臣の催告が可能としているが(第15条), 現在までその催告が行われたことはなく, 事実上, 複数国籍は黙認されている。
- ¹⁴ 同様に父系血統主義であった日本も, 当時署名していた「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」に抵触するのではという批判もあり, 1984年に父母両系血統主義をとるようになった。そして, 翌年, 日本は女子差別撤廃条約を批准した。
- ¹⁵ 外国人である父の姓に従い, 姓を外国式にすることは, 当事者が国内の生活で不便を経験することは別の問題として, 関連する法律や戸籍例規上, 不可能なことではない。
- ¹⁶ 近年の地域主義の課題に関しては, 森康郎「韓国の第17代大統領選挙における地域主義の特徴とその評価」『アジア太平洋研究科論集』第17号, 2009年4月に詳しい。
- ¹⁷ 1948年に制定した国籍法第4条は, 外国人の認知によって大韓民国の国籍を取得するためには「1. 本国法によると未成年であること, 2. 外国人の妻ではないこと, 3. 父母中, 先に認知した者が大韓民国の国民であること, 4. 父母が同時に認知したときは, 父が大韓民国の国民であること」などの要件を満たす必要があると規定しており, 同条項は, 1997年第7次改正までほぼ同じ内容で維持されてきた。
- ¹⁸ 日本の国籍法3条1項「父又は母が認知した子で二十歳未満のもの(日本国民であつた者を除く。)は, 認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において, その父又は母が現に日本国民であるとき, 又はその死亡の時に日本国民であつたときは, 法務大臣に届け出ることによつて, 日本の国籍を取得することができる」
- ¹⁹ 이상윤「일본의 이중국적 관련법제」『최신의국법제정보』제1호, 2010년 (イ・サンユン「日本の二重国籍関連法制」『最新の外国法制情報』第1号, 2010年)。
- ²⁰ 国際私法第41条(婚姻外の親子関係) ①婚姻外の親子関係の成立は, 子の出生当時の母の本国法による。ただし, 父子の間の親子関係の成立は, 子の出生当時の父の本国法または現在の子の居所地法によることができる。②認知は, 第1項で定める法律以外に当時の認知者の本国法によることができる。
- ²¹ 석동현『국적법』[서울] 법문사 2011년 (ソク・ドンヒョン『国籍法』[ソウル] 法文社, 2011年)。
- ²² 国籍事務は, 法務省が所管するが, 戸籍事務は市・郡・区などの一線の行政機関で実行し, 最高裁判所の指導監督を受けるようになっている関係で, 法務部としては, 法務部長官に対する別の申告手続きが用意されない場合, 全国各戸籍官署に提出された認知申告の内容を把握するのが容易ではないのが実情である。
- ²³ 안구환「실무연구: 국적법상 국적의 선천적취득의 요건-호적실무를 중심으로- (Legal Practice Study: A Study on the Requirement of Innate Acquisition of Nationality in Nationality Act)」『法曹』Vol. 56, No. 2, 2007년 (アン・グファン「実務研究: 国籍法では国籍の先天的取得の要件——戸籍実務を中心に」『法曹』Vol. 56, No. 2, 2007年)。
- ²⁴ 韓国・法務部『国籍業務便覧』2006年, では, 認知によって自国の国籍を取得する対象を未成年者に限定している国として, スウェーデン, デンマーク, ノルウェー, オーストリアが挙げられている。
- ²⁵ 이희정「귀화허가의 법적 성질 (Administrative Discretion in Naturalization Decision)」『행정법연구』No. 31, 2011년 (イ・ヒジョン「帰化の許可の法的性質」『行政法研究』第31号, 2011年)。
- ²⁶ 白井(2010), 160頁。
- ²⁷ 明石純一『入国管理政策——「1990年体制」の成立と展開』, ナカニシヤ出版, 2010年に詳しい。